

試験研究の用に供するため作付制限区域米穀の譲渡しを受ける者の認定について

平成25年10月30日付けで、以下の者を米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）附則第4条第1項第2号の規定により、作付制限区域米穀につき試験研究の用に確実に供する者として認定しました。

名 称	住 所	代 表 者
富岡町アグリ環境協議会	福島県郡山市大槻町字西ノ宮 48-5 富岡町役場内	岡田 久典
独立行政法人 農業・食品産業技術 総合研究機構	茨城県つくば市観音台3-1 -1	堀江 武